

2020年4月1日

協力会社 各位

新在留資格「特定技能」による外国人材受入れについて

株式会社 浅沼組

ご承知のとおり、2019年4月1日より深刻化する人手不足及び高齢化に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる仕組みを構築することを内容とする『出入国管理及び難民認定法』及び『法務省設置法』の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）が施行されました。

現在建設分野では、在留資格「技能実習」や「特定活動」で受け入れている外国人材が活躍しているところですが、今般の法改正により新たな在留資格「特定技能」が創設されました。

そこで浅沼組としましては、この新在留資格である「特定技能」による外国人材の受入れを希望する協力会社様に対して、積極的に受入れ支援をすることにいたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

○浅沼組受入れ支援内容

☆浅沼組社外ホームページの「協力会社向け情報コーナー」に、「特定技能」に関する最新情報掲載

※「簡易受入れ診断フローチャート」も掲載しておりますので、ご活用ください。

<https://www.asanuma.co.jp/kyouryoku/index.html>

☆相談窓口開設：2019.07.01より

➤相談窓口連絡先（社長室企画部）

電話番号：06-6585-5508

メールアドレス：kikaku@asanuma.co.jp

※国土交通省ホームページ内の【建設分野における新たな外国人材の受入れ（在留資格「特定技能」）】で、最新情報が掲載されていますので、併せてご活用下さい。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html

以上